

小山工業高等専門学校校章等に関する取扱要項

制 定 平成 27 年 4 月 15 日
最終改正 令和 4 年 1 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の校章、ロゴマーク、ロゴタイプ及びスクールカラー（以下「校章等」という。）の取扱に関し必要な事項を定めることにより、本校のイメージを統一し、本校の教育・研究・地域貢献等の諸活動を広く社会へ発信することを目的とする。

(形状等)

第 2 条 校章等の形状及び色彩等は、別に定める「小山工業高等専門学校校章等使用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を原則とする。

(使用者)

第 3 条 校章等を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校
- 二 本校の教職員及び学生（以下「教職員等」という。）
- 三 本校の教職員等が結成する団体
- 四 本校と共同研究等の契約を交わした企業又は本校の研究成果を活用する企業等
- 五 本校の後援会及び同窓会等の支援団体
- 六 その他校長が使用を認めた団体等

(使用範囲)

第 4 条 校章の使用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 本校の入学式、卒業証書・修了証書授与式、記念式典等公式の場で使用する場合
- 二 本校の卒業証書・修了証書、学生証、身分証明書及びその他本校が公式に発行するものに使用する場合
- 三 その他校長が適当と認めた場合

2 ロゴマークの使用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 本校が発行する印刷物等（本校公式ウェブサイトを含む。）に使用する場合
- 二 名刺、封筒及びレターヘッドに使用する場合
- 三 本校及び支援団体等が作成した配布物及び記念品に使用する場合
- 四 本校公認の学生団体が活動に使用するユニフォーム及び用具類に使用する場合
- 五 その他校長が適当と認めた場合

(使用許可)

第 5 条 校章等を使用しようとする者は所定の申請書を校長に提出し、許可を得なければならない。ただし、前条第 1 項第一号及び第二号、第 2 項第一号から第三号までに該当する場合は申請を要しないものとする。

(使用者の遵守事項)

第 6 条 校章等の使用者は、本校の名誉、品位及び社会的信頼性の維持、向上に努めなければならない。

(許可の取消し等)

第7条 校章等の使用に当たり、この要項に違反し又はその趣旨に反すると認められるときは、校長は当該使用者に対し許可の取消し及びその他適切な措置をとることができる。

(事務)

第8条 校章等の使用に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、校章等の使用に関し必要な事項は、「ガイドライン」に定める。

附 則

この要項は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年6月8日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年1月21日から施行する。